

---

## 6 施設サービス及び高齢者の居住安定の促進 に関する施策

---

(1) 施設の整備	159
①施設整備の基本的な方針	159
②療養病床の再編に対応した施設サービスの確保	161
③特別養護老人ホーム入所申込者への対応	163
④介護保険施設の整備	164
⑤軽費老人ホーム（ケアハウス）、有料老人ホーム等の整備	171
⑥その他施設の整備	174
(2) バリアフリー住宅、住宅改修の促進による寝たきりの予防	180

# (1) 施設の整備

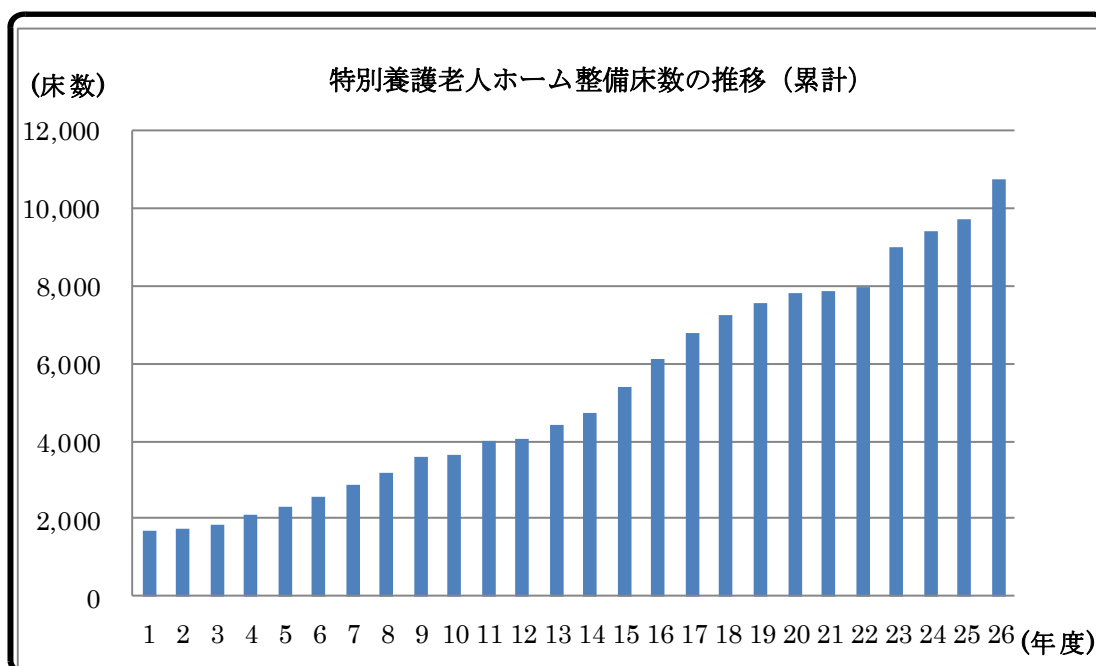
## ①施設整備の基本的な方針（高齢福祉課）

### 【事業内容】

- 地域の実情やニーズを把握・分析した適正な整備  
 今期介護保険事業支援計画（県計画）においては、国の基本指針「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえながら、市町村介護保険事業計画との整合性を図るとともに、地域ごとの入所・居住系サービスに対するニーズ等に適切に対応できるように整備を進めます。

### 【現状・目標】

- 特別養護老人ホーム整備床数の推移



出典：県高齢福祉課調 ※平成 26 年度は、平成 27 年 3 月末見込みの整備床数（着工ベース）

- 第 5 期計画における整備実績と第 6 期の整備予定  
 第 5 期計画期間中においては、特別養護老人ホーム 1,171 床（地域密着型を含む）をはじめ、介護老人保健施設 527 床、特定施設 251 床、認知症グループホーム 456 床、計 2,405 床の整備を行いました。（平成 27 年 3 月末見込み）今期においても、1,318 床の整備を行います。

### ■特別養護老人ホーム+介護老人保健施設+特定施設入居者生活介護+認知症グループホームの整備状況 （単位：床）

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
特別養護老人ホーム	770	1,544	1,048	1,732	1,171	693
介護老人保健施設	▲ 84	734	202	249	577	60
特定施設入居者生活介護	99	581	156	622	251	130
認知症グループホーム	803	1,922	417	677	456	198
合計	1,588	4,781	1,823	3,280	2,455	1,081

出典：県高齢福祉課調 ※整備数には減床分も加味。第 5 期は、平成 27 年 3 月末見込みの整備床数（着工ベース）。第 4 期には第 5 期前倒し分を含む。

## 【課題・施策】

### ○ 介護保険施設の居室定員

利用者や家族の希望により、個室（従来型・ユニット型）又は多床室を選択できる環境を整えます。

また、既存施設についても改築・改修により入所者の生活環境の改善を図ります。

平成 26 年度末見込み	特別養護老人ホームの従来型個室	=	14.8 %
	ユニット型個室	=	50.3 %
	多床室	=	34.9 %

### ○ 地域防災拠点等としての施設整備

入所施設は、災害時に緊急避難所や福祉避難所として機能することができる地域防災拠点としても期待されるため、計画的な施設整備や防災改修を支援します。また、施設を地域の拠点とし、地域への情報発信や相談機能を持つ役割を果たしていくよう、努力を促します。

### ○ 県の助成等の基本方針

県が補助対象とする整備事業は次の要件を満たすものとします。

- ・ 市町村の第 6 期介護保険事業計画及び県の第 6 期介護保険事業支援計画に、整備されることにより増加する介護保険サービス利用量（増加定員数）が見込まれていること。
- ・ 県の補助要綱・要領等に定める基準を満たしていること。

### ○ 設置認可等について

老人福祉法に基づく特別養護老人ホーム（地域密着型特別養護老人ホームを含む）の設置認可、介護保険法に基づく介護老人保健施設の開設許可及び特定施設入居者生活介護の指定については、この計画で施設種別ごとに定めた目標値を超える場合は、原則として行わないものとします。

## 【参考】計画策定に当たっての国の基本的な考え方

○ 厚生労働省は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針において、施設・居住系サービスについての目標値を下記のとおり示しています。

- ・ 各都道府県は、平成 37 年度の介護保険施設（地域密着型を含む）の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合については、50%以上とすることを目標として定めること。そのうち、特別養護老人ホームのユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合については、70%以上とすることを目標として定めること。

### ○ 円滑な施設整備の支援

施設整備に必要な予算の確保に努めるとともに、事業者の老人福祉施設の設置認可等の申請手続きに際して適切な指導助言を行うことにより、市町村介護保険事業計画に沿った施設整備が円滑かつ確実に行われるようにします。

## ②療養病床の再編に対応した施設サービスの確保（高齢福祉課）

### 【事業内容】

介護療養病床は、医療法に定める療養病床のうち、介護保険の適用がある病床で、長期にわたる療養を必要とする慢性期の要介護者を対象としています。

療養病床の再編成とは、医師による手厚い医療が必要な方は療養病床で、主として介護の必要性が高い方は介護保険施設で、それぞれ適切なサービスを提供する体制を整えることにより、「①利用者の実態に即したサービスの提供」、「②人材の効率的な活用」、「③医療・介護の総費用の減少」を図ることを目指すものです。

### 【現状及び課題】

○ 国の医療構造改革の一環として療養病床の再編が進められ、介護療養型医療施設については平成29年度末までに廃止することとされていましたが、一方で介護療養病床の機能については一部存続する方針が示されています。

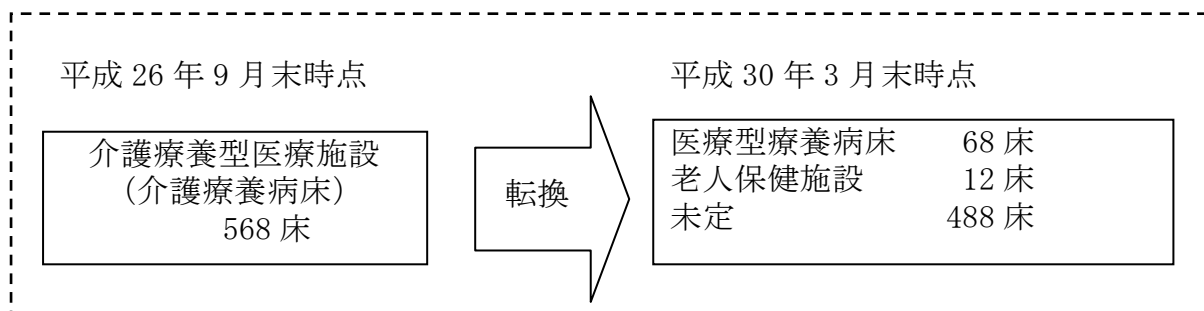
県では、引き続き国の動向を注視しながら、療養病床の再編成に伴う県民や医療機関の不安の解消や療養病床の円滑な転換等を進めるため、相談体制を確保するとともに、国の転換支援策の周知や病床転換に要する費用の助成事業を実施していきます。

○ 療養病床の円滑な転換に向けた支援策は以下のとおりです。

- ・ 病床転換に関する情報提供、相談窓口の運営  
医療機関や市町村からの相談に対応できる窓口の継続的な確保及び県内外における病床転換の先行事例に関する情報提供を行います。
- ・ 医療療養病床から介護施設への転換に対する支援措置  
病床転換助成事業による支援を行います。
- ・ 介護療養型医療施設の転換に対する支援措置及び市町村との連携  
市町村交付金（地域介護・福祉空間整備推進交付金等）を活用した病床転換を円滑に進めるための支援を行います。
- ・ その他  
療養病床からの転換の動向やその後の経過を踏まえ、各種転換支援措置の在り方について、医療・療養・介護の現場の声を制度設計者である国に伝え、改善を働きかけます。

県のアンケート調査において、転換先は未定と回答している医療機関を含め、療養病床の転換等の動向把握に努め、必要な対応を検討していくことが重要です。

### ※介護療養病床の転換見込み



## 【施 策】

- 介護保険施設等の適正な整備  
療養病床の転換に伴う特別養護老人ホームや介護老人保健施設などへの入所ニーズに対応するために、必要な施設整備を計画的に進めていきます。
- 療養病床の円滑な転換に向けた支援策を引き続き実施していきます。
- 引き続き関係医療機関への療養病床転換等の動向把握に努めるとともに、地元市町村等と情報収集・共有を行っていきます。

### ③特別養護老人ホーム入所申込者への対応（高齢福祉課）

#### 【現状及び課題】

- 高齢者・要介護者数が増加するなか、特別養護老人ホームへの入所申込者も年々増加しています。一方で、より介護の必要性が高い要介護3以上で独居または家族介護が困難な方は平成25年度、26年度は減少しました。今後団塊世代が全て75歳以上となる2025年に向けて、入所を希望する高齢者が更に増加すると推測されます。地域ごとの申込者の実態や施設サービスに対するニーズを的確に把握し、適切な施設整備を推進するとともに、必要度の高い入所申込者がより円滑に入所できる仕組みづくりや在宅ケアの充実を図るなど、総合的な対策が必要です。

#### ■入所申込者数の推移

（単位：人）

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
入所申込者数	15,520	16,780	16,675	17,101	17,649
対前年増減	1,560	1,260	▲105	426	548
要介護3以上で独居・ 家族介護が困難な方	—	—	3,002	2,865	2,768

出典：県高齢福祉課調 ※要介護3以上で独居・家族介護困難な方の調査は平成24年度から実施

#### 【施策】

- 特別養護老人ホームの適正な施設整備  
市町村においては、介護保険サービスや保険料の水準についての住民の意向等を踏まえ、市町村介護保険事業計画に今期計画期間中に増加すると見込まれる特別養護老人ホームの利用ニーズを見込みました。県においては、利用ニーズに対応した定員数の確保に向けた適正な施設整備を促進します。
- 多様なニーズに対応した施設整備  
特別養護老人ホームに加え、特定施設入居者生活介護などのケア付きの施設やグループホームなどの地域密着型施設の整備を促進し、特別養護老人ホームの入所待機者の緩和を図るとともに、高齢者の多様な施設ニーズへ対応していきます。
- 必要度に応じた円滑な入所  
特別養護老人ホームへの入所申込者数には、将来に備えての申込や、在宅での介護が可能な方からの申込など、緊急性の低い申込も含まれていると推測されます。平成27年度からの対象者を原則要介護3以上とする入所要件の重点化を踏まえ、市町村や施設と連携し、申込者の実態の的確な把握に努めるとともに、国の指針に基づいて、入所の必要性の判断基準等を盛り込んだ入所指針を作成し、必要性の高い順に入所が行われるような運用を一層促進します。
- 入所に至らないための対策推進  
要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するため、市町村や地域包括支援センターにおける包括的・継続的なマネジメントを支援します。
- 在宅ケアの充実  
小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護等の比較的重度の要介護者にも対応し得る地域密着型サービスの供給を支援するとともに、医療・介護等の多職種連携を推進します。

#### ④介護保険施設の整備（高齢福祉課）

### 1) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

#### 【事業内容】

65歳以上の高齢者であって、身体上又は精神上著しい障害があるため、常時の介護を必要とし、かつ在宅生活が困難な方を対象とする施設です。定員29人以下の地域密着型特別養護老人ホームは、原則として施設所在市町村の住民を対象とします。介護保険法上は、介護老人福祉施設（地域密着型は介護老人福祉施設入所者生活介護）とよばれ、平成27年度から入所要件が原則として要介護3以上となります。

#### 【現 状】

5期末見込みの特別養護老人ホームの整備状況は、県計で施設数161箇所、定員10,726人となっていますが、特別養護老人ホームへの入所申込者は年々増加しています。

#### ■特別養護老人ホームの整備状況（地域密着型（定員29人以下）を含む）

区 分	県 計	圏 域 名				
		岐 阜	西 濃	中 濃	東 濃	飛 騨
65歳以上人口（人）A※	555,408	205,133	100,273	102,328	98,360	49,314
施設数	161	53	38	29	26	15
定 員（人）B	10,726	3,515	2,321	2,037	1,853	1,000
整備率（B/A×1,000）	19.3	17.1	23.1	19.9	18.8	20.3

出典：県高齢福祉課調、5期末見込み（施設数及び定員数は着工ベース）

※65歳以上人口は、平成26年10月1日現在、県統計課調

#### 【課 題】

##### ○ 適正かつ計画的な施設整備

介護保険給付対象サービスの中で、施設サービスは介護保険料や介護保険財政に大きな影響を与えるものであることから、必要な入所需要を見極め、適正かつ計画的な施設整備を図る必要があります。特に、平成27年度からの入所要件の要介護3以上への重点化を考慮する必要があります。

##### ○ 地域の実情にあった施設整備

市町村が補助を行う地域密着型特別養護老人ホームと、県が直接補助を行う定員30人以上の広域型特別養護老人ホームを、地域的均衡にも配慮しつつ、地域の実情に合わせ適切に整備することが必要です。

【目 標】

○広域型特別養護老人ホーム  
(定員 30 人以上)

平成26年度末	平成29年度
9,689 人	→ 10,227 人



(単位:人)

圏域	市町村名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	第6期計
岐阜	岐阜市	100	40		140
	羽島市		0	50	50
	各務原市		60		60
	山県市		50		50
	非転換分 小計	100	150	50	300
岐阜圏域計		100	150	50	300
西濃	養老町	10			10
	安八広域連合	20			20
	非転換分 小計	30			30
西濃圏域計		30			30
中濃	関市	20			20
	美濃市		50		50
	美濃加茂市			0	0
	郡上市		5		5
	富加町		80		80
	非転換分 小計	20	135	0	155
中濃圏域計		20	135	0	155
東濃	中津川市		20	33	53
	非転換分 小計		20	33	53
東濃圏域計			20	33	53
飛騨	下呂市			0	0
	白川村			0	0
	非転換分 小計			0	0
飛騨圏域計				0	0
県 計		150	305	83	538

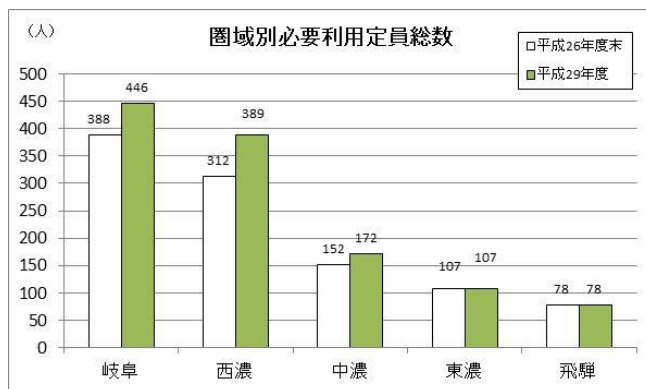
※ 計上されている定員数は、各市町村の第6期介護保険事業計画で、施設整備等により各年度に新たに増加する介護保険サービス利用量（増加定員数）として見込んだものです。  
これには、定員が変わらない改築・改修整備は含まれません（次ページ以降の各施設の目標値においても同様に計上しています）。



○地域密着型特別養護老人ホーム(※)

(定員 29 人以下)

平成26年度末	→	平成29年度
1,037		1,192
人		人



(単位:人)

圏域	市町村名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	第6期計
岐阜	岐阜市		29	29	58
	非転換分 小計		29	29	58
	岐阜圏域計		29	29	58
西濃	海津市	29			29
	養老町		20		20
	垂井町	19			19
	非転換分 小計	48	20		68
	西濃圏域計	48	20		68
中濃	可児市			29	29
	非転換分 小計			29	29
	中濃圏域計			29	29
飛騨	白川村			0	0
	非転換分 小計				
	飛騨圏域計			0	0
	県 計	48	49	58	155

※ 地域密着型特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)

定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームで、介護保険法による地域密着型介護老人福祉施設の指定を受けた施設です。家庭での介護が困難な方が、家庭的な雰囲気の中で、住み慣れた地域での生活を続けることを目的としており、市町村を日常生活圏域に分け、その圏域の中で整備が図られます。

## 【施 策】

- 介護予防事業や在宅系サービスの充実を図り、地域のなかで安心して生活できるよう努め、施設整備については計画に基づいた適正な整備を図ります。
- 定員30人以上の広域型特別養護老人ホームと定員29人以下の地域密着型特別養護老人ホームのそれぞれの特性を勘案して、地域の実情にあった施設整備を図ります。
- 高齢者の尊厳を守るとともに家庭や地域での生活に近い環境が確保できるよう努めます。
- 定員30人以上の施設については県単補助事業により整備を進めます。また、定員29人以下の施設については、国庫を活用した補助事業により整備を進めます。

## 2) 介護老人保健施設

### 【事業内容】

介護老人保健施設は、介護保険給付対象サービスのひとつで、介護が必要な方に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う施設です。

入所の対象となる方は、病院での入院治療の必要がなく、又は病状が安定期にある方で、家庭での生活に不安のある介護を必要とする方などです。

入所後は、様々なリハビリテーションを受けることにより、家庭生活への復帰をめざします。

### 【現 状】

5 期末見込みの整備状況は、県計で施設数76箇所、定員6,714人となっています。

### ■介護老人保健施設の整備状況

区 分	県 計	圏 域 名				
		岐 阜	西 濃	中 濃	東 濃	飛 騨
65歳以上人口（人）A※	555,408	205,133	100,273	102,328	98,360	49,314
施設数	76	27	12	18	11	8
定 員（人）B	6,714	2,424	1,160	1,288	1,155	687
整備率（ $B/A \times 1,000$ ）	12.1	11.8	11.6	12.6	11.7	13.9

出典：県高齢福祉課調、5 期末見込み（施設数及び定員数は着工ベース。なお、療養病床からの転換分を含む。）

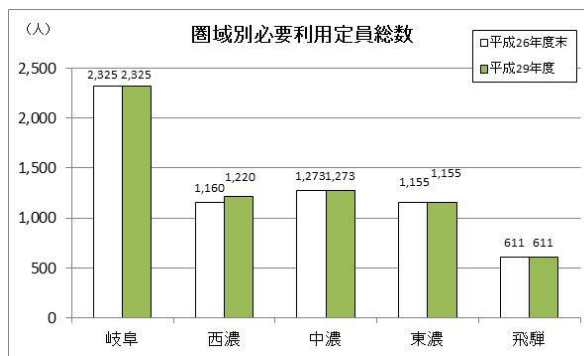
※65 歳以上人口は、平成 26 年 10 月 1 日現在、県統計課調

### 【課 題】

- 平成20年度より、看護体制等を強化した介護療養型老人保健施設が新たな類型として創設されており、一般の介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び医療保険適用の療養病床を含めて、各地域における入所需要、入院需要に応じた療養の場を確保していくことが必要です。
- 特別養護老人ホームの入所希望者が多く、介護老人保健施設が特別養護老人ホームの入所待機場所となる事例や入所者の要介護度の重度化などにより、入所者の滞在期間が長期化しています。さらに、在宅復帰を目指すという施設本来の機能に加えて、介護療養型老人保健施設の創設や看取りへの対応など、その役割が拡大しています。

【目 標】

平成26年度末	→	平成29年度
6,524 人		6,584 人



《非転換分》

(単位:人)

圏域	市町村名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	第6期計
西濃	垂井町	60			60
	安八広域連合			0	0
	非転換分 小計	60		0	60
西濃圏域計		60		0	60
県 計		60		0	60

《転換分》

(単位:人)

圏域	市町村名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	第6期計
-	-				0
	転換分 小計				0
圏域計					0
県 計					0

【施 策】

- 介護老人保健施設は、在宅復帰を目指しリハビリを行う施設として、地域の実情に応じた施設整備を促進します。
- 職員に対する知識及び技能向上のための研修の開催を通じ、入所者への一層の処遇向上を図ります。
- 定員30人以上の施設については県単補助事業により整備を進めます。また、定員29人以下の施設については、国庫を活用した補助事業により整備を進めます。

### 3) 介護療養型医療施設（介護療養病床）

#### 【事業内容】

介護療養型医療施設は、介護保険給付対象サービスのひとつで、介護が必要な方に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、その他の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行う施設です。

入所の対象となるのは、カテーテル等を装着しているなど常に医学的管理のもとにおける介護を必要とする長期療養患者などです。

#### 【現 状】

平成26年9月30日現在の指定状況は、県計で施設数21箇所、定員568人となっています。

#### ■介護療養型医療施設の整備状況

区 分	県 計	圏 域 名				
		岐 阜	西 濃	中 濃	東 濃	飛 騨
65歳以上人口（人）A※	555,408	205,133	100,273	102,328	98,360	49,314
施設数	21	9	3	2	4	3
定 員（人）B	568	318	52	29	57	112
整備率（ $B/A \times 1,000$ ）	1.0	1.6	0.5	0.3	0.6	2.3

出典：県高齢福祉課調、平成26年9月30日現在（施設数及び定員数は整備済ベース）

※65歳以上人口は、平成26年10月1日現在、県統計課調

#### 【課 題】

- 介護療養型医療施設は、平成29年度末までに廃止される予定でしたが、平成26年11月現在、介護療養病床の機能については存続する方針が示されており、今後の国の動向を踏まえた対応が必要です。

#### 【転換予定】

平成26年度末		平成29年度
568人	→	医療型療養病床 68人
		老人保健施設 12人
		未定 488人

#### 【施 策】

- 介護療養型医療施設については、入院患者や地域の介護需要、医療需要に適切に対応できるよう、国の動向を見ながら関係医療機関との連携や情報共有を図り、必要な施設定員数、病床数を確保していきます。
- 相談窓口の設置や改修費用の助成等により、介護療養型医療施設から他の施設等への転換が円滑に進むよう支援します。

## ⑤軽費老人ホーム（ケアハウス）、有料老人ホーム等の整備（高齢福祉課）

### 【事業内容】

#### ○ 軽費老人ホーム（ケアハウス）

軽費老人ホームは、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯ニーズに対応する老人福祉施設であり、家庭環境や住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な方が、低額な料金で入居し、日常生活上必要なサービスを受けられる施設で、高齢者が介護を必要とする状態となっても自立した生活を送れるように配慮した「ケアハウス」、食事の提供や日常生活上必要な便宜を供与する「A型」、自炊が原則の「B型」があります。

#### ○ 有料老人ホーム

有料老人ホームは、高齢者を入居させ、入浴・排せつ等の介護、食事の提供、洗濯・掃除等の家事等日常生活上必要な便宜を供与する事業を行う施設です。有料老人ホームの類型には、自立者を対象とし介護が必要となった場合には契約を解除し退去しなければならない「健康型」、介護が必要となった場合に訪問介護などの介護サービスを利用しながら生活することが可能な「住宅型」、介護が必要となっても施設が提供する介護保険サービス（特定施設入居者生活介護）を利用しながら当該施設での生活を継続できる「介護付」があります。

#### ○ 特定施設入居者生活介護

介護保険法では、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む）、軽費老人ホーム、養護老人ホームを「特定施設」としており、特定施設は基準を満たすことで、特定施設入居者生活介護のサービスを提供する施設として指定を受けることができます。

このうち、要介護者のみを対象とする特定施設は介護専用型特定施設、それ以外は混合型特定施設に区分され、更に介護専用型のうち定員29人以下は地域密着型に区分されます。

指定を受けた特定施設に入居している要介護者（要支援者）に対しては、サービス計画に基づいた入浴・排せつ・食事の介護、機能訓練、療養上の世話等のサービスが提供されます。

### 【現 状】

#### ○ 有料老人ホーム

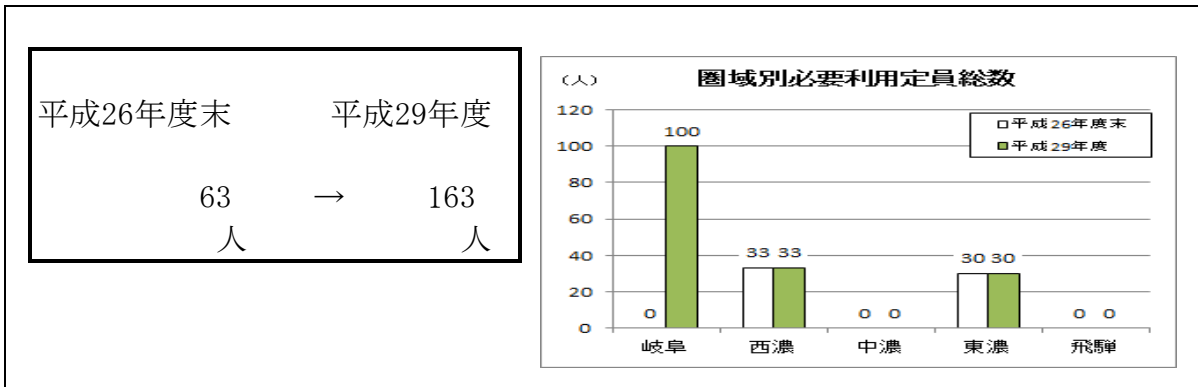
平成27年2月1日現在、県内の有料老人ホームは135箇所、定員3,796人です。このうち、特定施設入居者生活介護を提供する施設は27箇所となっています。

#### ○ 軽費老人ホーム（ケアハウス）

5期末見込みで県内のケアハウスは施設数40箇所、定員1,360人、B型が1箇所、定員50人となっています。このうち、特定施設入居者生活介護を提供する施設は、ケアハウスが9箇所となっています。

【目 標】

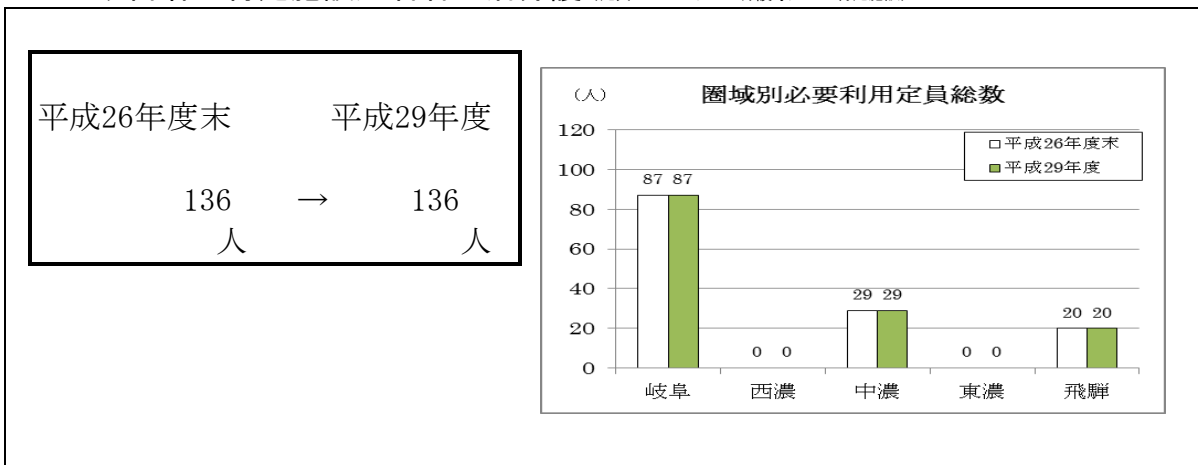
○介護専用型特定施設入居者生活介護（定員30人以上の介護専用型の特定施設）



■介護専用型特定施設入居者生活介護（定員30人以上の介護専用型の特定施設）（単位：人）

圏域	市町村名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	第6期計
岐阜	岐阜市	100			100
	非転換分 小計	100			100
岐阜圏域計		100			100
県 計		100			100

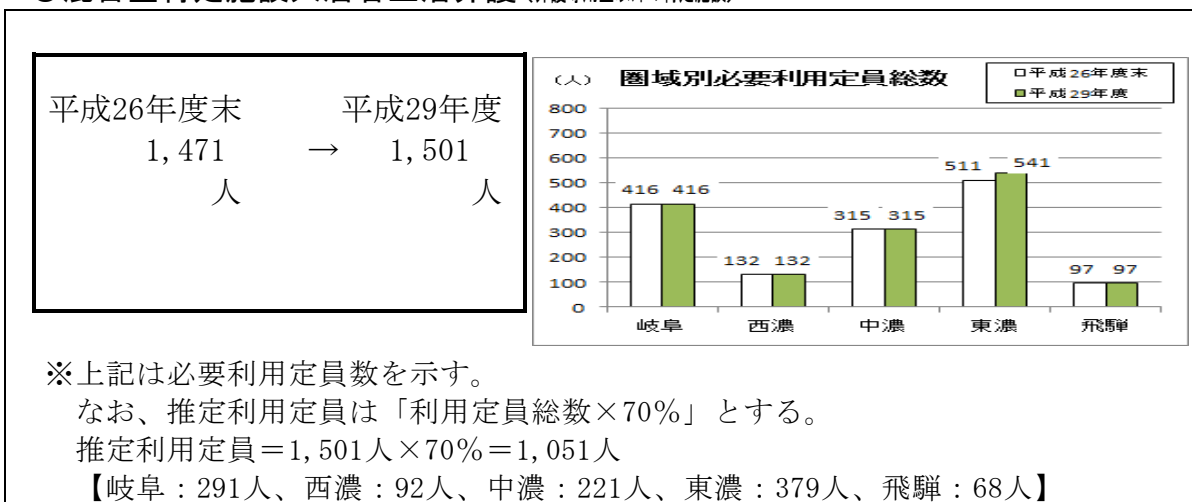
○地域密着型特定施設入居者生活介護（定員29人以下の介護専用型の特定施設）



■地域密着型特定施設入居者生活介護（定員29人以下の介護専用型の特定施設）（単位：人）

圏域	市町村名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	第6期計
-	-				0
	非転換分 小計				0
計					0
県 計					0

○混合型特定施設入居者生活介護（介護専用型以外の特定施設）



■混合型特定施設入居者生活介護（介護専用型以外の特定施設）

（単位：人）

圏域	市町村名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	第6期計
東濃	瑞浪市			30	30
	非転換分 小計				
東濃圏域				30	30
県 計				30	30

【施 策】

- 地域密着型特定施設については、地域の実情に応じた整備を促進します。
- 有料老人ホームについては、必要な指導助言を行い、より良い居住環境とサービスが提供されるよう努めます。
- 有料老人ホーム等を特定施設として指定し、介護施設の確保を図ります。



## ⑥その他施設の整備（高齢福祉課・公共建築住宅課）

### 1) 養護老人ホーム

#### 【事業内容】

養護老人ホームは、65歳以上の方であって、環境上及び経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な方が、市町村の措置により入所する施設です。なお、平成18年度からは入所者が外部の介護保険サービスを利用したり、養護老人ホームが特定施設入居者生活介護事業所の指定を受け外部のサービス事業者に訪問介護等のサービス提供を委託できることになり、入所者の介護ニーズに対応できるようになりました。

#### 【現 状】

5期末見込み、県計で施設数は22箇所、定員は1,189人となっています。整備状況を福祉圏域別にみると、65歳以上人口千人当たりの入所定員は飛騨圏域が3.0で最も高く、西濃圏域が1.7で最も低くなっています。

#### ■養護老人ホームの整備状況

区 分	県 計	圏 域 名				
		岐 阜	西 濃	中 濃	東 濃	飛 騨
65歳以上人口（人）A※	555,408	205,133	100,273	102,328	98,360	49,314
施設数	22	6	3	5	5	3
定 員（人）B	1,189	404	170	250	215	150
整備率（B/A×1,000）	2.1	2.0	1.7	2.4	2.2	3.0

出典：県高齢福祉課調、5期末見込み（施設数及び定員数は着工ベース）

※65歳以上人口は、平成27年10月1日現在、県統計課調

#### 【課 題】

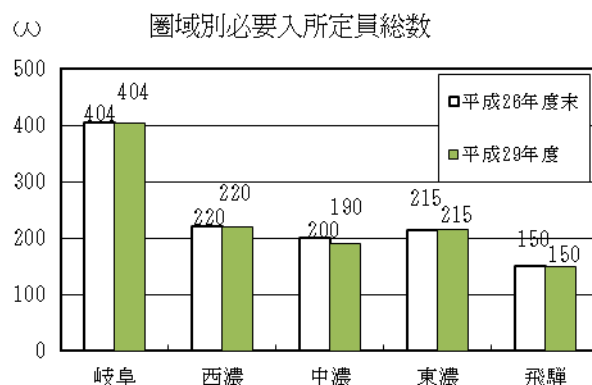
- 老朽化が進んだ養護老人ホームがあり、ハード面での改善が求められています。また、入所期間が長期化して入所者の高齢化が進んでおり、介護を必要とする方が増えてきています。介護度の重度化も進んでおり、本来特別養護老人ホームへの入所が適当と思われる方が多くなっています。
- 一部の施設では空床が見受けられることがあり、社会福祉施設として有効な活用が期待されます。
- 視覚障がい者の高齢化が進むなか、全国的に盲養護老人ホームの整備が進んでおり、本県においても検討が必要です。

#### 【目 標】

老人福祉計画における、定員総数は以下のとおりです。

第6期における養護老人ホームの新規整備予定はありません。

平成26年度末	平成29年度
1,189人	→ 1,179人



**【施 策】**

- 要支援・要介護入所者が尊厳を保ち心豊かな生活を送ることができるよう、施設環境の改善とサービスの向上を促進します。
- 国の方針を踏まえ、長期入院精神障がい患者の地域移行先等、その社会的役割について周知していきます。
- 盲養護老人ホームについては、高齢で視覚障がいという特殊性を踏まえ、本県においても専用の施設の必要性について検討していきます。

## 2) 認知症グループホーム

### 【事業内容】

認知症グループホームは、認知症の要介護者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が、共同生活を営む住居で受ける、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練のサービスを利用する施設です。

地域密着型サービスであるため、指定・指導監督は保険者である市町村が行います。

### 【現 状】

5 期末見込みの整備状況は次のとおりです。

### ■認知症グループホームの整備状況

区 分	県 計	圏 域 名				
		岐 阜	西 濃	中 濃	東 濃	飛 騨
65歳以上人口（人） A	555,408	205,133	100,273	102,328	98,360	49,314
定 員（人） B	4,228	1,689	867	706	735	231
整備率（ $B/A \times 1,000$ ）	7.6	8.2	8.6	6.9	7.5	4.7

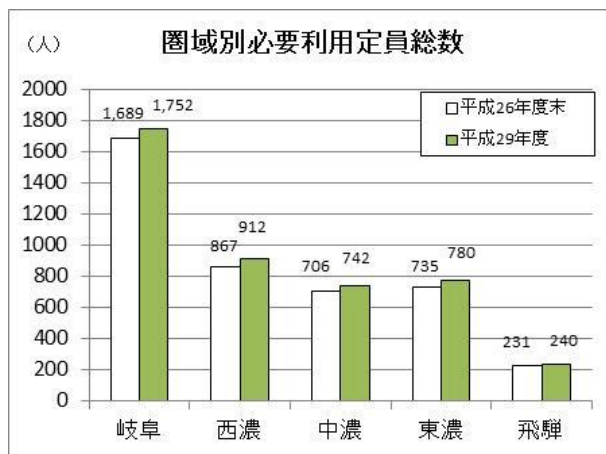
出典：県高齢福祉課調 ※65歳以上人口は、平成27年10月1日現在、県統計課調

### 【課 題】

- 今後、高齢化が進むにつれて、認知症高齢者が増加すると予測されるため、地域の実情に応じた施設整備が必要です。

### 【目 標】

平成26年度末	平成29年度
4,228 人	→ 4,426 人



### 【施 策】

- 認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域の実情に応じた施設整備を促進するとともに、地域での情報発信を支援します。
- 今後増加が想定される認知症高齢者へのケアのほか、地域における認知症ケアの拠点としての役割が期待されることから、市町村が実施するグループホームの整備を補助事業により支援します。

### 3) サービス付き高齢者向け住宅への支援

#### 【事業内容】

平成23年10月20日の「高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」という。）」の改正により、国土交通省・厚生労働省共管の「サービス付き高齢者向け住宅」が創設されました。

県においても、福祉部局と住宅部局が連携を図りながら、以下のとおりサービス付き高齢者向け住宅への支援を行います。

高齢者世帯や要介護者等の増加に対応するためには、高齢者が安心して生活することができる住まい・住環境の確保を促進し、その居住の安定確保を図ることが必要です。

そのため、法に基づき、次に掲げるような要件を満たす「サービス付き高齢者向け住宅事業」の登録を実施しています。

#### <サービス付き高齢者向け住宅事業の概要>

- ・ 入居者は高齢者（60歳以上）及びその配偶者等
- ・ 状況把握、生活相談サービスの提供を行う
- ・ 家賃、敷金、サービス対価以外の金銭は徴収しない
- ・ バリアフリー（段差、手すり、廊下幅等）の基準を満たす 等

#### 【現状及び課題】

- 登録のためにはバリアフリー構造や一定のサービス提供が必須となったため、より高齢者が安心して居住できる住まいの情報提供が実施されております。
- この制度に対する理解と周知を図り、高齢者がより安心して生活することができる住まい・住環境の確保を図ることが重要な課題です。
- なお、岐阜県における平成26年10月末現在の登録済み件数は、78棟2,161戸です。

#### 【目標】

##### 高齢者人口に対する高齢者向け住宅（※）の割合

平成17年度	→	平成32年度
0.4%		3~5%

#### 【施策】

- サービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度の的確な運用に努めるほか、登録住宅が適正に管理されるよう指導監督を行います。
- サービス付き高齢者向け住宅を含めた在宅介護サービスの充実を推進していきます。
- 住宅部局と連携して事業者からの相談等に対応し、良質な住まいが円滑に供給されるよう努めます。
- 有料老人ホーム該当サービスや介護保険サービスの適切な提供がなされるよう、必要な指導助言を行います。

※ 高齢者向け住宅：サービス付き高齢者向け住宅、シルバーハウジング、高齢者向け優良賃貸住宅、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホームのことをいいます。

## 【参考】 各施設の所管

各施設の所管については下表のとおりです。

施設種別	老人福祉法上の所管				介護保険法上の所管			
	認可・届出		指導監督		許可・指定・更新・届出		指導監督	
特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	○	県・中核市	○	県・中核市	○	県・中核市	○	県・中核市
地域密着型特別養護老人ホーム (地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)	○	県・中核市	○	県・中核市	○	保険者	○	保険者
介護老人保健施設	—	—	—	—	○	県・中核市	○	県・中核市
介護療養型医療施設	—	—	—	—	○	県・中核市	○	県・中核市
軽費老人ホーム <sup>※1</sup>	○	県・中核市	○	県・中核市	—	—	—	—
有料老人ホーム	○	県・一部市町村 <sup>※2</sup>	○	県・一部市町村 <sup>※2</sup>	—	—	—	—
特定施設入居者生活介護	—	—	—	—	○	県・中核市	○	県・中核市
地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—	—	—	○	保険者	○	保険者
認知症グループホーム(認知症対応型共同生活介護)	○	県・中核市	○	県・中核市	○	保険者	○	保険者
養護老人ホーム	○	県・中核市	○	県・中核市	—	—	—	—

※1 社会福祉法上の届出、指導監督。

※2 岐阜市、中津川市、各務原市、揖斐川町、白川町に限る。

## 【参考】 各施設の所在地別定員一覧

各施設等の所在地別の定員数（予定）は下表のとおりです。

市町村名	特別養護老人ホーム				地域密着型特別養護老人ホーム				介護老人保健施設					養護老人ホーム			
	～4期末	5期	6期	合計	～4期末	5期	6期	合計	～4期末	5期	6期	転換分	合計	～4期末	5期	6期	合計
岐阜市	1,489	130	140	1,759	58	29	58	145	1,285	150			1,435	200			200
大垣市	630	160		790	50			50	423				423	70			70
高山市	330	110		440	28	▲ 28		0	500				500	50			50
多治見市	570			570		58		58	200	100			300	40			40
関市	520	80	20	620		29		29	246	69			315	50		▲ 10	40
		▲ 20		600		20		49									
中津川市	406	70	53	529				0	290				290	50	▲ 5		45
美濃市	160		50	210				0					0				0
瑞浪市	210			210	20			20	170				170	30			30
羽島市	180	80	50	310				0	50	50			100	40			40
恵那市	290			290				0	195				195	50			50
美濃加茂市	210			210				0	294				294				0
土岐市	200			200		29		29	200				200	50			50
各務原市	426		60	486	87	87		174	333	29			362	54			54
可見市	350			350	29		29	58	236	80			316				0
山県市	160	10	50	220				0	100				100	50			50
		▲ 20		200		20		20									
瑞穂市	162			162				0	108				108				0
		▲ 20		142		20		20									
飛騨市	260	22		282	29			29	76				76	50			50
本巣市	260			260		29		29	98	70	0	0	168	60			60
郡上市	275	20	5	300				0	190				190	50			50
下呂市	200			200	29			29	111				111	50			50
海津市	150			150	58		29	87	100				100				0
岐阜町	90			90		29		29					0				0
笠松町	80			80	29			29	201				201				0
養老町	80		10	90		29	20	49	100				100				0
垂井町	180	40		220			19	19	100		60		160	50			50
関ヶ原町	90			90				0					0				0
神戸町	50		20	70	29			29					0				0
		▲ 10		60		10		39									
輪之内町	60			60				0	70				70				0
安八町	180			180				0					0				0
		▲ 20		160		20		20									
揖斐川町	180			180	29			29	59				59	50			50
大野町	100			100	58			58	167				167				0
池田町	139			139	29			29	150				150				0
北方町		100		100				0					0				0
坂祝町	30			30				0					0	50			50
富加町			80	80				0	100				100				0
川辺町	60			60				0					0				0
七宗町				0				0		29			29				0
八百津町	70			70		29		29	29				29	50			50
白川町	66			66		29		29					0				0
		▲ 16		50		16		45									
東白川村				0				0	15		0		15				0
御嵩町	80			80				0					0	50			50
白川村			0	0	20			20					0				0
合計	8,973	822	538	10,333	582	349	155	1,086	6,196	577	60	0	6,833	1,194	▲ 5	▲ 10	1,179
		716		10,227		455		1,192									

※1 特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホームの2段書きの下段は、一部ユニット型からのユニット型分離指定に伴う、減床数（増床数）を加味した数値。

※2 介護老人保健施設5期には、転換分を含む。

市町村名	軽費老人ホーム				特定施設入居者生活介護				地域密着特定施設入居者生活介護				認知症高齢者グループホーム			
	～4期末	5期	6期	合計	～4期末	5期	6期	合計	～4期末	5期	6期	合計	～4期末	5期	6期	合計
岐阜市	420			420	225		100	325	58			58	840		27	867
大垣市	160			160	115			115				0	291		18	309
高山市	50			50	97			97		20		20	38	22		60
多治見市	114			114	341	▲ 20		321				0	213			213
関市	106			106	80	35		115				0	171	18	18	207
中津川市	16			16	80	50		130				0	126	45	27	198
美濃市				0				0				0	45			45
瑞浪市	30			30	30		30	60				0	81			81
羽島市	15			15	10			10				0	168			168
恵那市	20			20		30		30				0	124	38		162
美濃加茂市	50			50	36			36				0	90	18		108
土岐市	30			30	30			30				0	90	18		108
各務原市	159			159	80	20		100	29			29	276	54	36	366
可児市				0	42			42				0	126	36	18	180
山県市				0				0				0	27	18		45
瑞穂市	15			15				0				0	81			81
飛騨市				0				0				0	54	18	9	81
本巣市	50			50				0				0	63	18		81
郡上市	15			15	42			42	29			29	50	18		68
下呂市	50			50				0				0	63	36		99
海津市				0				0				0	90			90
岐南町				0	45			45				0	54	18		72
笠松町				0		36		36				0	36	9		45
養老町				0				0				0	63		18	81
垂井町	40			40				0				0	36	18	18	72
関ヶ原町				0				0				0	9			9
神戸町				0				0				0	27	18		45
輪之内町				0				0				0	18	9	9	36
安八町				0				0				0	0	18		18
揖斐川町				0				0				0	99			99
大野町				0				0				0	90			90
池田町	50			50	50			50				0	81			81
北方町				0				0				0	27			27
坂祝町				0		80		80				0	27			27
富加町				0				0				0	9			9
川辺町	20			20				0				0	18			18
七宗町				0				0				0	9			9
八百津町				0				0				0	9			9
白川町				0				0				0	18	9		27
東白川村				0				0				0	9			9
御嵩町				0				0				0	26			26
白川村				0				0				0	0			0
合計	1,410	0	0	1,410	1,303	231	130	1,664	116	20	0	136	3,772	456	198	4,426

※ 特定施設入居者生活介護については、混合型及び介護専用型を合算し、総定員で計上。

**(2) バリアフリー住宅、住宅改修の促進による寝たきりの予防 (P109 参照)**  
(高齢福祉課・公共建築住宅課)